

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ（第4回会合）-議事要旨

日時：平成27年10月22日（木曜日）17時00分～18時05分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

出席者（敬称略）

座長

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

委員

秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループシニアパートナー＆マネージング・ディレクター

遠藤 典子 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

城山 英明 東京大学公共政策大学院・大学院法学政治学研究科教授

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問

永田 高士 公認会計士

増田 寛也 （株）野村総合研究所 顧問／東京大学大学院客員教授

圓尾 雅則 SMBC日興証券（株）マネージングディレクター

経済産業省

高橋資源エネルギー庁次長、多田電力・ガス事業部長、畠山電力・ガス事業部政策課長、浦上原子力政策課長、小澤原子力立地・核燃料サイクル産業課長、小川電力市場整備室長、曳野電力・ガス事業部政策課企画官

議題

新たな制度の設計にあたって更に検討を深めるべき課題（自由討議）

議事概要

【委員発言のみ】

<資料3 新たな制度の設計にあたって更に検討を深めるべき課題について事務局から説明>

（委員）

- 3ページの図から、今回の制度の対象のスコープがいかに広がりがわかる。再処理は今まで、事実上海外で行われてきたが、再処理工場を動かし、このサイクルのオペレーションを国内で全て行うということは大きなミッションであり、競争環境下で事業環境を整備しながらそれを行うことには課題がある。民間の連携だけでは不十分で、やはり公的な管理が必要という点が整理されたと思う。
- 6ページにおいて、新法人の業務は、拠出金の算定・徴収と、実施計画の策定との順序で示されている。しかし、国内全体でサイクルを回す計画を作ること自身が大きなミッションでありそのためには、実施計画の策定が重要であり、項目に異存はないが、計画を作る方が大きなミッションであり、順序も先にくるのではないかと思う。
- 8ページの外部有識者委員会は、どのような役割を果たすのか。預金保険機構や廃炉機構等の他の例をみると、自らオペレーションを行う中で、機構が自ら拠出金の決定をすることが組織として重要なミッションであり、外部有識者委員会としてもしっかり関与しないといけない。
- 外部有識者委員会の人選は重要な課題。資料には、プロジェクトマネジメントや技術の専門家との記載があるが、どのような文脈で入るかを考えなければいけない。例えば、原子力賠償・廃炉等支援機構では、技術面に特化した外部委員会を作り、そこが個別具体的な技術的な助言をしているが、今回の文脈はそれとは異なるはずである。経営の中に技術的な観点を把握できる人を登用して、その実現可能性を見ていくということになる。プロジェクトマネジメントに関する人材も、例えばプルトニウムの管理という観点からすれば、国際関係に知見がある人を加えていくことになるかと思う。
- このWGの範疇を超えているかもしれないが、認可法人のガバナンスやその周辺の話、具体的には国の役割、事業者の協力義務について、別途議論すべきではないか。国の関与として、実施計画の認可というものが資料に記載されているが、その前提として、国が戦略的計画を策定し、再処理を実施できる体制を整えることが必要である。例えばプルトニウムの保有量は、外交的政策的な問題であり、プルトニウムを国内に残さないようにするためには、MOX燃料を使う必要が生じる。この際、事業者の処理能力が問題となることから、事業者の協

力が重要となる。このように、再処理事業は認可法人だけで行うには難しく、国の関与と民間の協力義務をどのように担保するか、具体的に議論しなければならない。

(委員)

- バックエンドは、フロントエンドの原子力政策にも影響する話であり、最終処分に近いところまで含め、きちんと国が責任をもってやらなければならない。そうした認識の共有ができたことは大変に意義がある。プルトニウムについても、安全保障政策にかかわってくるものであることから、国が関与を明確化して取り組む必要がある。
- 認可法人に対しては国が関与するというのは、ガバナンスの観点から効果的だとだと考える。しかし、認可法人と実際の事業者である日本原燃の間でどのようにガバナンスを確保するかについては、まだ不透明性で、緩いのではないか。現状、日本原燃1社しか事業者がいないことを踏まえれば、競争入札が起きず、ノウハウが集中している日本原燃がいわば独占的に事業を行うことに変わりはない。提示されたスキーム案では、国は日本原燃に対して、直接コンタクトをとることはできないため、どのようにしてそのガバナンスを効かせていくのが不十分と感じる。
- 例えば、新法人が日本原燃の株主となり、監督する可能性についても整理すべきではないか。日本原燃に対しては、株主である電気事業者が事業の着実な実施を求めることになるが、それだけでは、資本という意味でのガバナンスのみであり従前と変わりなく、バックエンド事業に関する国の関与はわかりやすくない。認可法人にガバナンスの機能を持たせることは大いに結構だが、日本原燃に対してガバナンスを効かせる方法については、知恵を絞る必要がある。

(委員)

- 再処理に係る関連事業も対象となることについては承知した。一方で、廃炉作業を行ったときに発生する低レベル廃棄物は、この拋出金制度の対象外なのか。廃棄物の処分の事業として同様なものにもかかわらず、廃炉と再処理でそれぞれ棲み分けがされることには、縦割りの印象を受ける。同じく、返還ガラス固化体の貯蔵は、再処理に関する部分だけに限定されるのか。同じように発生した廃棄物は、同じように処理すれば良いように思え、区別することは不合理に思える。
- 認可法人の外部有識者委員会と言いながらも法人内部に設置されることは、位置づけがわからない。資料では、新法人の役員や事務局と、外部有識者委員会が、矢印で直結するように書かれている。これでは、外部有識者委員会での議論に際しても、新法人の事務局が資料などを全て用意するように見えてしまい、有識者委員会が本当に機能するのか疑問である。外部と名付けるならば、法人の外部に別途事務局を有する外部有識者委員会を設置し、認可法人のガバナンスをするべきだと思う。
- 立地地域をはじめとした全国民が、ステークホルダーと思っている。全国民のことを考えて、検討いただきたい。

(委員)

- 使用済MOX燃料の処理については、どのように対応するのか。
- 法人自身が資金調達するに当たって、その資金を民間から調達する場合、この返済原資となるキャッシュはどのように調達するのか、明確にすべきではないか。
- 拋出金額は、リーズナブルな水準に収まらなければ、著しい事業環境の変化の中、フロントがストップしかねない。単純に再処理にいくらかかるから拋出金がいくらになるというというコストベースでの決定だけではなく、どの程度のコスト負担、リスクであればお金を出してくれるのか、マーケットと対話しながら拋出金額の決定を進めていかなければ、拋出金を支出した途端にフロント事業が止まってしまうことになりかねない。
- 日本原燃の株主には電力会社がいることを踏まえれば、認可法人はその株主に加わるべきでなく、電力会社との役割を分けるべきだと思う。やらねばならないことをしっかりやってもらうために、日本原燃を管理監督する新法人と、可能な限りコストを抑え、出来れば利益をあげてもらうために日本原燃を監督する株主とを明確に区別しなければ、新法人が何を管理監督するか曖昧になる。
- ステークホルダーが非常に少ない中で、重要事項を法人が決定する際には、委員会の決議を必要とすることでダブルチェックを行うことが大切であり、外部有識者委員会の法律上の規定については、その点に留意すべきと考える。
- 著しい環境変化の中で、新たな基準への対応のための費用を確実に回収できるスキームがあったとすると、事業者が安全に対して前広に投資する意欲を失せさせるおそれがある。安全への投資にはインセンティブこそ必要であり、少なくともディスインセンティブとならないように配慮すべきである。

(委員)

- 新たな新法人を設立して中立性を確保すること、外部有識者と国の認可のダブルチェックを設けることは、いずれも重要である。これらを具体化するには、新たな法律が必要であり、外部有識者委員会に関する規定を置くことになるかと思うが、実効性のある組織となるような規定の置き方を、経産省内でよく検討していただきたい。
- 新法人の中立性を確保することはもちろん重要だが、原子力事業者がきちんと新法人にコミットし、協力することが非常に重要である。その上で、原子力事業者がこの新たな仕組みを踏まえて、事業を行うことが重要。コミットメント・協力の話の観点では、今も原子力事業者が日本原燃に人材を送り込んでいるが、出資者としての責任をこれまできちんと果たしてきたのかは、問われなければならない。出資者としての責任を果たすという観点から、原子力事業者が日本原燃の事業に対して、より厳しい責任・監督を十分に行えるようにしてほしい。日本原燃は委託先として事業の内容なり金額なりを委託元である新法人に対して牽制する立場に立つはずである。その観点からも原子力事業者は日本原燃がきちんと仕事をしているかどうかをチェックしてほしい。
- 制度を議論し、法律を作って制度を担保するとなると、人選が重要となる。制度をきちんと作っても人選に失敗すれば、その制度はワークしない。人選が極めて重要である。

(委員)

- 使用済燃料の再処理には、長期にわたって多額の資金が必要。その資金を安定的に確保できないと、事業を維持していくことができない。原子力事業者到最后まで責任を果たさせるためにも、資金をきちんと確保できることは重要。
- 形を作っても、ガバナンスが機能していない制度はこれまでにもある。運用面での工夫を是非心がけてほしい。

(委員)

- 外部からの管理もとても重要だが、自立的なガバナンスも重要。日本原燃ではプロパー社員が増え、そこから将来の役員候補も出てくると聞く。よく事業を理解しているのはそうした社員であり、そこから自律的なガバナンスを作りあげることが重要ではないか。
- 上場企業では、コーポレート・ガバナンス・コードの導入が進んでいるが、株主以外のステークホルダーとの適切な対話や、情報のディスクロージャーの質を高めるためにも、それを担保する制度が必要である。事業計画やROEなどの数値目標を設定し、そのチェックの責任を果たすことも自律的なガバナンスの一環と言える。新法人や外部有識者委員会による外部からの管理と、自律的なガバナンスを担保する制度との、両輪の設計にすることが重要。
- 積立金を抛出金に切り替える際に現金化する必要があるか否か、新たに対象になった過去発生分の使用済燃料について激変緩和措置が取られるか否かなど、実務的に懸念していた課題は概ねクリアしたと思う。負担すべき時点で、事業者が各々負担し、責任を果たしていることが会計的には重要なポイントであり、今後の実務に落とし込むに当たって、事業者・資源エネルギー庁を含め、コミュニケーションを図っていくことが重要。
- MOX燃料についても対象範囲にするとのことだが、会計的にどう整理するのか、費用なのか、資産なのかといった実務的な点について、慎重な検討を重ねていただきたい。

(委員)

- 残る論点は、新法人のガバナンス問題、仕組みをどうするか、外部有識者委員会をどのような組織にして委託先にどう関わっていくかなどに絞られてきた。政府の位置付けについても、明確にする必要がある。
- これらの点を踏まえ、とりまとめに向けて議論を収束させたいと思っている。

以上

文責：事務局（資源エネルギー庁原子力政策課）

関連リンク

[総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課

最終更新日：2015年10月30日